692
5.10.4

福県医発第1665号（地）
令和５年10月３日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和５年８月31日付け厚生労働省告示第259号をもって材料価格基準の一部が改正されるとともに、令和５年８月31日付け保医発0831第１号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発0304第１号）の一部が改正され、令和５年９月１日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和５年８月31日付け保医発0831第２号）の別紙17ページに掲載されている医療機器が区分Ｃ１として保険適用されたことによるものです。（令和５年９月20日付け福県医発第1574号（地）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

（添付資料）
・官報（令和５年８月31日　号外第182号抜粋）
・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（令和５年８月31日付け　保医発0831第１号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
・新たに保険適用された医療機器（日本医師会医療保険課）

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第1116号（保険）
令和　5 年 9 月 19 日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和５年８月 31 日付け厚生労働省告示第 259 号をもって材料価格基準の一部が改正されるとともに、令和５年８月 31 日付け保医発 0831 第１号 厚生労働省保険局医療課長通知（以下、「本通知」という）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部が改正され、令和５年９月１日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和５年８月 31 日付け保医発 0831 第２号）の別紙 17 ページに掲載されている医療機器が区分 C1 として保険適用されたことによるものです（令和５年９月８日付け日医発第 1044 号（保険）をご参照下さい)。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
1. 官報（令和５年８月 31 日　号外第 182 号 抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和５年８月 31 日付け 保医発 0831 第１号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
3. 新たに保険適用された医療機器（日本医師会医療保険課）

○厚生労働省告示第二百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示

（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第一条　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
Ⅰ　（略）	Ⅰ　（略）
Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～132　（略）	001～132　（略）
133　血管内手術用カテーテル	133　血管内手術用カテーテル
⑴～⑻　（略）	⑴～⑻　（略）
⑼　血栓除去用カテーテル	⑼　血栓除去用カテーテル
①・②　（略）	①・②　（略）
③　経皮的血栓除去用	③　経皮的血栓除去用　34,000円
ア　標準型　34,000円	
イ　破砕吸引型　448,000円	
④　（略）	④　（略）
⑽～⑿　（略）	⑽～⑿　（略）
134～145　（略）	134～145　（略）
146　大動脈用ステントグラフト	146　大動脈用ステントグラフト
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	⑶　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）
①　（略）	①　（略）
②　中枢端可動型　1,490,000円	（新設）
③　（略）	②　（略）
⑷～⑺　（略）	⑷～⑺　（略）
147～224　（略）	147～224　（略）
Ⅲ～Ⅸ　（略）	Ⅲ～Ⅸ　（略）

第二条　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
Ⅰ　（略）	Ⅰ　（略）
Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～063　（略）	001～063　（略）

064　脊椎固定用材料	064　脊椎固定用材料
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
⑸　脊椎スクリュー（可動型）	⑸　脊椎スクリュー（可動型）
①　（略）	①　（略）
②　横穴付き　97,900円	②　横穴付き　101,000円
⑹～⑾　（略）	⑹～⑾　（略）
065～111　（略）	065～111　（略）
112　ペースメーカー	112　ペースメーカー
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　デュアルチャンバ（リード一体型）　1,070,000円	⑷　デュアルチャンバ（リード一体型）　1,170,000円
⑸～⑺　（略）	⑸～⑺　（略）
113～224　（略）	113～224　（略）
Ⅲ～Ⅸ　（略）	Ⅲ～Ⅸ　（略）

附　則

この告示は、令和五年九月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年十一月一日から適用する。

保医発 0831 第１号
令和５年８月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和５年９月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第９号）の一部改正について

別添３　「特定保険医療材料の定義について」（令和４年３月４日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

（参考）医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

１　別添１の第２章第 10 部第１節第１款Ｋ００７－３中の「粒子線治療」を「放射線治療」に改める。

別添２

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第９号）の一部改正について

１　Ｉの３の 200(２)ア中の「粒子線治療」を「放射線治療」に改める。

別添３

「特定保険医療材料の定義について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

１　別表のⅡの 058(３)⑮イⅳ中の「純チタン」を「純チタン又はチタン合金」に改める。

２　別表のⅡの 133(１)中の「血栓除去用カテーテル（９区分）」を「血栓除去用カテーテル（10 区分）」に、「合計 61 区分」を「合計 62 区分」に、（10）②中の「経皮的血栓除去用」を「経皮的血栓除去用（２区分）」に、「合計９区分」を「合計 10 区分」に改め、③オを次に改める。

オ　経皮的血栓除去用
ｉ　標準型
次のいずれかに該当すること。
ａ　経皮的に末梢血管の血栓を除去又は破砕する際に使用するカテーテルであること。
ｂ　冠動脈の血栓を吸引除去することを目的に使用するカテーテルであること。
ｃ　冠動脈の血栓を溶解除去することを目的に使用するカテーテルであること。
ｄ　ⅱに該当しないこと。
ⅱ　破砕吸引型
次のいずれにも該当すること。
ａ　経皮的に下肢動脈、上腸間膜動脈又は深部静脈の血栓を吸引除去する際に使用するカテーテルであること。
ｂ　血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなること。

３　別表のⅡの 146(２)中の「胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（２区分）」を「胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（３区分）」に、「合計 10 区分」を「合計 11 区分」に、（３）⑤ウ中の「⑥」を「⑥又は⑦」に改め、（３）中の⑩を⑪とし、⑥から⑨までを１ずつ繰り下げ、⑤の次に次の⑥を加える。

⑥　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型
次のいずれにも該当すること。
ア　胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む１つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。
イ　胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
ウ　血流の影響を軽減するための多段階の展開機構及びステントグラフトの展開後にデリバリーカテーテルの操作によりステントグラフトの中枢端が可動する機構を有すること。
エ　⑤又は⑦に該当しないこと。

４　別表のⅡの 200（３）②中の「粒子線治療」を「放射線治療」に改める。

参考

医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について

【心臓手術用カテーテル】

問１　「130　心臓手術用カテーテル」における「関連学会が定めるステートメントに沿って」とは、具体的には何を指すのか。

（答）日本心血管インターベンション治療学会の「対照血管径 3.0mm 以上の新規冠動脈病変に対するＤＣＢの使用について」（2023 年８月 14 日）のことを指す。

なお、「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（令和５年１月 13 日保医発 0131 第３号）の「（参考）医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について」は廃止し、今後はこの疑義解釈によることとする。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第９部　（略） 第 10 部　手術 　１～26　（略） 第１節　手術料 　第１款　皮膚・皮下組織 　Ｋ０００～Ｋ００７　（略） 　Ｋ００７－３　放射線治療用合成吸収性材料留置術 　近接する消化管等のため放射線治療の実施が困難な患者に対して、シート型の放射線治療用合成吸収性材料を用いて腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍（後腹膜腫瘍を含む。）と消化管等との間隙を確保した場合に算定する。 　Ｋ００９～Ｋ０２２　（略） 　第２款～第 13 款　（略） 　第２節～第３節　（略） 第 11 部～第 13 部　（略） 第３章　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第９部　（略） 第 10 部　手術 　１～26　（略） 第１節　手術料 　第１款　皮膚・皮下組織 　Ｋ０００～Ｋ００７　（略） 　Ｋ００７－３　放射線治療用合成吸収性材料留置術 　近接する消化管等のため粒子線治療の実施が困難な患者に対して、シート型の放射線治療用合成吸収性材料を用いて腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍（後腹膜腫瘍を含む。）と消化管等との間隙を確保した場合に算定する。 　Ｋ００９～Ｋ０２２　（略） 　第２款～第 13 款　（略） 　第２節～第３節　（略） 第 11 部～第 13 部　（略） 第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第９号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 １・２　（略） ３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～199　（略） 200　放射線治療用合成吸収性材料 ⑴　（略） ⑵　シート型 ア　近接する消化管等のため放射線治療の実施が困難な患者に対して、腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍（後腹膜腫瘍を含む）と消化管等との間隙を確保するために使用した場合に限り、一連の治療につき１枚を限度として算定できる。 イ　（略） 201～224　（略） ４～６　（略） Ⅱ～Ⅳ　（略）	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 １・２　（略） ３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～199　（略） 200　放射線治療用合成吸収性材料 ⑴　（略） ⑵　シート型 ア　近接する消化管等のため粒子線治療の実施が困難な患者に対して、腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍（後腹膜腫瘍を含む）と消化管等との間隙を確保するために使用した場合に限り、一連の治療につき１枚を限度として算定できる。 イ　（略） 201～224　（略） ４～６　（略） Ⅱ～Ⅳ　（略）

（別添３参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和４年３月４日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～057　（略） 058　人工膝関節用材料 ⑴・⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑭　（略） ⑮　膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料(Ⅲ) ア　（略） イ　摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ⅰ～ⅲ　（略） ⅳ　ポーラス状の純チタン<u>又はチタン合金</u>による表面加工がなされていること。 ⅴ　（略） 059～132　（略） 133　血管内手術用カテーテル ⑴　血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（２区分）、末梢血管用ステントセット（２区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～057　（略） 058　人工膝関節用材料 ⑴・⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑭　（略） ⑮　膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料(Ⅲ) ア　（略） イ　摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ⅰ～ⅲ　（略） ⅳ　ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。 ⅴ　（略） 059～132　（略） 133　血管内手術用カテーテル ⑴　血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（２区分）、末梢血管用ステントセット（２区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル

（９区分）、下大静脈留置フィルターセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（４区分）、血管内異物除去用カテーテル（５区分）、血栓除去用カテーテル（10区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッター（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）及び血管形成用カテーテル（２区分）の合計62区分に区分する。	（９区分）、下大静脈留置フィルターセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（４区分）、血管内異物除去用カテーテル（５区分）、血栓除去用カテーテル（9区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッター（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）及び血管形成用カテーテル（２区分）の合計61区分に区分する。
⑵～⑼　（略）	⑵～⑼　（略）
⑽　血栓除去用カテーテル	⑽　血栓除去用カテーテル
①　（略）	①　（略）
②　機能区分の考え方	②　機能区分の考え方
構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（３区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用（２区分）及び脳血栓除去用（４区分）の合計10区分に区分する。	構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（３区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用及び脳血栓除去用（４区分）の合計9区分に区分する。
③　機能区分の定義	③　機能区分の定義
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
オ　経皮的血栓除去用	オ　経皮的血栓除去用
ｉ　標準型	次のいずれかに該当すること。
次のいずれかに該当すること。	ｉ　経皮的に末梢血管の血栓を除去又は破砕する際に使用するカテーテルであること。
ａ　経皮的に末梢血管の血栓を除去又は破砕する際に使用するカテーテルであること。	ⅱ　冠動脈の血栓を吸引除去することを目的に使用するカテーテルであること。
ｂ　冠動脈の血栓を吸引除去することを目的に使用するカテーテルであること。	ⅲ　冠動脈の血栓を溶解除去することを目的に使用するカテーテルであること。
ｃ　冠動脈の血栓を溶解除去することを目的に使用するカテーテルであること。	

d　ⅱに該当しないこと。 ⅱ　破砕吸引型 次のいずれにも該当すること。 a　経皮的に下肢動脈、上腸間膜動脈又は深部静脈の血栓を吸引除去する際に使用するカテーテルであること。 b　血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなること。	
カ　（略）	カ　（略）
⑾～㉓　（略）	⑾～㉓　（略）
134～145　（略）	134～145　（略）
146　大動脈用ステントグラフト	146　大動脈用ステントグラフト
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　機能区分の考え方 使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（３区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（３区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、大動脈解離用ステントグラフト(メイン部分)、大動脈解離用ステントグラフト(補助部分)及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）の合計11区分に区分する。	⑵　機能区分の考え方 使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（３区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（２区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、大動脈解離用ステントグラフト(メイン部分)、大動脈解離用ステントグラフト(補助部分)及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）の合計10区分に区分する。
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型 次のいずれにも該当すること。	⑤　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型 次のいずれにも該当すること。
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
ウ　⑥又は⑦に該当しないこと。	ウ　⑥に該当しないこと。
⑥　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型 次のいずれにも該当すること。	（新設）

ア　胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む１つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 イ　胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 ウ　血流の影響を軽減するための多段階の展開機構及びステントグラフトの展開後にデリバリーカテーテルの操作によりステントグラフトの中枢端が可動する機構を有すること。 エ　⑤又は⑦に該当しないこと。	
⑦～⑪　（略）	⑥～⑩　（略）
147～199　（略）	147～199　（略）
200　放射線治療用合成吸収性材料	200　放射線治療用合成吸収性材料
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①　（略）	①　（略）
②　シート型 悪性腫瘍の放射線治療に際し、腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍（後腹膜腫瘍を含む）と消化管等の間に挿入されるシート状のものであること。	②　シート型 悪性腫瘍の粒子線治療に際し、腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍（後腹膜腫瘍を含む）と消化管等の間に挿入されるシート状のものであること。
201～224　（略）	201～224　（略）
Ⅲ～Ⅸ　（略）	Ⅲ～Ⅸ　（略）

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等（令和５年９月１日適用）

１．血管内手術用カテーテル
【販売名】INDIGO システム

〔決定区分〕
区分 C1（新機能）（新たな機能区分が必要で、技術は既に評価されているもの）

〔保険償還価格〕
448,000 円

〔決定機能区分〕
133 血管内手術用カテーテル (9) 血栓除去用カテーテル ③ 経皮的血栓除去用 イ 破砕吸引型

〔主な使用目的〕
本品は、急性下肢動脈閉塞症、急性上腸間膜動脈閉塞症又は重症な急性深部静脈血栓症において、速やかな治療が必要であり、外科的血栓摘除の実施が困難又は実施しても有効な治療効果が得られないと予想される患者を対象として、血流の再開を図るために使用することを目的とする。

＜関連する通知の改正＞

（１）「材料価格基準」（平成 20 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号）の一部改正（令和 5 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 259 号）

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
133 血管内手術用カテーテル （1）～（8）（略） （9）血栓除去用カテーテル ①・②（略） ③ 経皮的血栓除去用 ア 標準型　34,000 円 イ 破砕吸引型　448,000 円 ④（略）	133 血管内手術用カテーテル （1）～（8）（略） （9）血栓除去用カテーテル ①・②（略） ③ 経皮的血栓除去用 ④（略）

（２）「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 12 号）の一部改正（令和 5 年 8 月 31 日 保医発 0831 第 1 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
133 血管内手術用カテーテル （1）血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（２区分）、末梢血管用ステントセット（２区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル（９区分）、下大静脈留置フィルターセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（４区分）、血管内異物除去用カテーテル（５区分）、血栓除去用カテーテル（10 区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッター（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部	133 血管内手術用カテーテル （1）血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（２区分）、末梢血管用ステントセット（２区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル（９区分）、下大静脈留置フィルターセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（４区分）、血管内異物除去用カテーテル（５区分）、血栓除去用カテーテル（9 区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッター（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部

貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）及び血管形成用カテーテル（２区分）の合計 62 区分に区分する。 (２)～(９)　(略) (10) 血栓除去用カテーテル ①　(略) ② 機能区分の考え方 構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（３区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用（２区分）及び脳血栓除去用（４区分）の合計 10 区分に区分する。 ③ 機能区分の定義 ア～エ　(略) オ 経皮的血栓除去用 ⅰ 標準型 次のいずれかに該当すること。 a 経皮的に末梢血管の血栓を除去又は破砕する際に使用するカテーテルであること。 b 冠動脈の血栓を吸引除去することを目的に使用するカテーテルであること。 c 冠動脈の血栓を溶解除去することを目的に使用するカテーテルであること。 d ⅱに該当しないこと。 ⅱ 破砕吸引型 次のいずれにも該当すること。 a 経皮的に下肢動脈、上腸間膜動脈又は深部静脈の血栓を吸引除去する際に使用するカテーテルであること。 b 血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなること。 カ　(略) (11)～(23)　(略) 134～145　(略)	貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）及び血管形成用カテーテル（２区分）の合計 61 区分に区分する。 (２)～(９)　(略) (10) 血栓除去用カテーテル ①　(略) ② 機能区分の考え方 構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（３区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用及び脳血栓除去用（４区分）の合計９区分に区分する。 ③ 機能区分の定義 ア～エ　(略) オ 経皮的血栓除去用 ⅰ 経皮的に末梢血管の血栓を除去又は破砕する際に使用するカテーテルであること。 ⅱ 冠動脈の血栓を吸引除去することを目的に使用するカテーテルであること。 ⅲ 冠動脈の血栓を溶解除去することを目的に使用するカテーテルであること。

２．大動脈用ステントグラフト
【販売名】ゴア CTAG 胸部大動脈ステントグラフトシステム

〔決定区分〕
区分 C1（新機能）（新たな機能区分が必要で、技術は既に評価されているもの）

〔保険償還価格〕
1,490,000 円

〔決定機能区分〕
146 大動脈用ステントグラフト　(3)胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）② 中枢端可動型

〔主な使用目的〕
本品は胸部下行大動脈病変のうち一定の要件をみたす疾患の治療に用いられるステントグラフト及びデリバリーカテーテルからなるステントグラフトシステムである。

＜関連する告示・通知の改正＞
（１）「材料価格基準」（平成 20 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号）の一部改正（令和 5 年 8 月 31 日

付け厚生労働省告示第 259 号）

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
146 大動脈用ステントグラフト （1）・（2）（略） （3）　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ①　（略） ② 中枢端可動型　1,490,000 円 ③　（略） （4）～（7）　（略） 147～224　（略）	146 大動脈用ステントグラフト （1）・（2）（略） （3）　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ①　（略） （新設） ②　（略） （4）～（7）　（略） 147～224　（略）

（2）「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 12 号）の一部改正（令和 5 年 8 月 31 日　保医発 0831 第 1 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
146 大動脈用ステントグラフト （1）（略） （2）機能区分の考え方　使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、大動脈解離用ステントグラフト(メイン部分)、大動脈解離用ステントグラフト(補助部分)及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）の合計11区分に区分する。 （3）機能区分の定義 ①～④　（略） ⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ　（略） ウ ⑥又は⑦に該当しないこと。 ⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型 次のいずれにも該当すること。 ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む１つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 ウ 血流の影響を軽減するための多段階の展開機構及びステントグラフトの展開後にデリバリーカテーテルの操作によりステントグラフトの中枢端が可動する機構を有すること。 エ ⑤又は⑦に該当しないこと。 ⑦～⑪　（略）	146 大動脈用ステントグラフト （1）（略） （2）機能区分の考え方　使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（2区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、大動脈解離用ステントグラフト(メイン部分)、大動脈解離用ステントグラフト(補助部分)及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）の合計10区分に区分する。 （3）機能区分の定義 ①～④　（略） ⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ　（略） ウ ⑥に該当しないこと。 （新設） ⑥～⑩　（略） 147～199　（略）

147～199　（略）	

（日本医師会医療保険課）